

諏訪広域公立大学事務組合公立大学法人評価委員会の運営方法（案）

1 評価委員会の位置付け

地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、設立団体に設置が義務付けられている執行機関の附属機関（第三者機関）である。

2 評価委員会の役割（※下線部は、平成 29 年度中に審議を予定している事項）

中期目標期間（6 年間）及び各事業年度における業務の実績に関する評価等

- 中期目標に対する意見（当初作成及び変更時）
- 中期計画に対する意見（当初作成及び変更時）
- 各事業年度における業務実績評価（通知・改善勧告・公表）
- 各事業年度の財務諸表の承認に対する意見
- 業務方法書に対して設立団体の長が認可する際の意見
- 中期目標期間における業務実績評価（通知・改善勧告・公表）
- 中期目標終了時における組織・業務全般にわたる検討
- 剰余金・積立金の承認に対する意見
- 限度額を超える短期借入、短期借入金の借り換えに対する意見
- 重要な財産を処分する際の意見
- 役員の報酬等の支給基準に対する意見 等

3 設置時期

諏訪広域公立大学事務組合議会（7 月臨時会）での条例議決後、速やかに設置。

4 委員構成

経営又は教育研究に関して学識経験を有する者 6 人以内とする。また、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

〔委員構成（案）〕（委員数：6 人、うち女性の委員を 1 人以上置く。）

- 他大学教職員（国立大学法人、公立大学法人） 2 人
- 地元産業界（諏訪地域商工会議所、商工会等） 2 人
- 公認会計士（又は弁護士、税理士） 1 人
- その他 1 人

5 H29 年度中の委員会審議スケジュール（案）〔※組合議会への上程時期を含む〕

回	開催時期	審議事項（案）
第 1 回	H29 年 8 月	委員長選任、委員会運営規程等の審議 中期目標（案）への意見①
第 2 回	H29 年 10 月	中期目標（案）への意見②（決定） 役員報酬等支給基準（案）への意見①
	H29 年 11 月	中期目標（案）を諏訪広域公立大学事務組合議会へ提出
第 3 回	H30 年 1 月	役員報酬等支給基準（案）への意見②（決定） 業務方法書（案）、中期計画（案）への意見①
第 4 回	H30 年 3 月	業務方法書（案）、中期計画（案）への意見②
	H30 年 4 月	公立大学法人公立諏訪東京理科大学の設立 （新公立大学の開学）

